

相続シリーズ その二 相続人の範囲・遺産の範囲の巻

遺産分割の前提として相続人の範囲、遺産の範囲が確定していないと遺産分割ができないと思いますが、相続人の範囲・遺産の範囲とは

★相続人の範囲、一般的には次の組み合わせとなり配偶者は常に相続人となります。

第1順位 配偶者、子又はその代襲相続人 (この部分がないとき下の第2順位)



第2順位 配偶者、直系尊属 (この部分がないときは下の第3順位)



第3順位 配偶者、兄弟姉妹及びその代襲相続人 (この部分がないときは配偶者だけが相続人となります。)



★遺産の範囲、一般的には次のような物が遺産といわれています。

【積極財産】

現金、不動産、家財道具、衣服類、骨董品等、株券、国債、定期預金、貸付金等の金銭債権、利息、地代、家賃等があります。

香典、生命保険金、死亡退職金は複雑ですので次回発行の**その三**で述べます。

【消極財産】

いわゆる借金(相続債務)や、他人の借金の保証人(保証債務)は、負の遺産となります。債務は、一般的には相続人全員の債務として処理されています。借金等が、積極財産より多い場合は相続の限定承認、相続放棄の手続きがあります。詳細は2月発行予定の**その四**で述べます。

その他

雇用契約上の保証債務(身元保証等)は個人的信頼関係に基づく一身専属制がありますので、遺産の範囲には入らず相続の対象となりません。

身元保証人の死亡によって身元保証債務は消滅します。

